

## 岩手県消防学校給食業務仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

### 1 委託業務の内容

委託業務は、献立の作成、給食材料の調達、調理、盛り付け、食器の洗浄、寮室茶器セットの準備及び洗浄、厨房及び食堂等の清掃及び整理整頓、給食業務により発生する厨芥の処分並びにその他これらの業務に付帯する業務とする。

### 2 従事者の管理

- (1) 受託者は、委託業務に必要な職員を消防学校に配置して従事させなければならない。
- (2) 受託者は、従事者の履歴、資格、免許及びその他必要な事項を書面により委託者に届け出なければならない。
- (3) 前項の規定は、従事者を交替した場合も同様とする。
- (4) 委託者は、委託業務を実施させるのに不相当と認めたときは、理由を示して受託者に必要な指示をすることができる。
- (5) 受託者は、従事者の健康診断を年1回及び検便を月1回実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (6) 受託者は、従事者の身元、就業及び健康管理等に十分注意し、消防学校の運営に支障を来さないようにしなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務に従事する者に一定の被服を着用させて、従事者であることを明瞭にしなければならない。

### 3 給食対象者

受託者は、岩手県消防学校の入校者に対して給食を提供するものとする。また、委託者が特に必要と認めた者についても同様とする。

### 4 給食日数等

- (1) 給食日数及び給食数量は、概ね次のとおりとする。
  - ア 年間給食日数 198日
  - イ 年間給食数量 35,718食  
(内訳 朝食 12,633食、昼食 13,090食、夕食 9,995食)
- (2) 給食実施日  
別紙「令和7年度岩手県消防学校教育訓練日程」に定める期間において、委託者が指示する日とする。また、上記期間以外で、委託者が特に必要と認めた日についても同様とする。なお、令和7年度の給食開始日は、「令和7年4月7日(月)」とする。
- (3) 委託者は毎日の給食数量を給食当日の概ね7日前までに受託者に通知するものとする。また、その後変更が生じたときは、直ちに受託者に通知するものとする。

### 5 献立

- (1) 受託者は、次表の各教育別に厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準2025年版(以下「食事摂取基準」という。)」に示す身体活動レベルに応じた摂取カロリー及び次表に示す栄養素の割合を満たす献立を作成するものとする。ただし、委託者が特に指示したときはこの限りでない。

教育の別	身体活動レベル	左記基準カロリーに対する栄養素の割合
消防職員教育のうち 初任教育及び救助科	高 い (Ⅲ) 指数 2.00	炭水化物 概ね60% 脂 肪 概ね25% たんぱく質 概ね15%
上記以外の教育	ふつう (Ⅱ) 指数 1.75	

※身体活動レベルが異なる区分の教育が並行して実施される場合は、レベルが高い区分にある教育を基準とすること。

- (2) 受託者は、受託者の従業員である栄養士が作成した献立表（様式第1号）を給食提供日の2週間前までに委託者に提出しなければならない。ただし、4月の第3週までの間は、契約締結後、委託者の指示に従い速やかに提出するものとする。
- (3) 受託者は、食事摂取基準を満たす食品構成、食品原材料の選択及び食事バランスに配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するように努めなければならない。
- (4) 受託者は、次のことを実施しなければならない。
  - ア 利用する米は岩手県産100%とする。
  - イ 県産食材を、年間を通じて利用すること。
  - ウ 使用した県産食材の情報を給食利用者に提供すること。
- (5) 受託者は、給食時間を考慮し、食事の温度や品質が著しく損なわれることのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、給食利用者からアンケートを徴する等して給食利用者の要望を把握し、食事内容の改善に努めなければならない。

## 6 給食材料費

- (1) 受託者は、自己の資金で給食材料の調達を行うものとする。
- (2) 受託者は、給食利用者から給食材料費相当額（税込）として、朝食550円、昼食660円、夕食770円を徴収するものとする。ただし、委託者が特に指示した場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、給食材料の調達費用に係る書類を契約期間終了時まで保管するものとし、委託者がその提示を求めたときは、速やかに応じなければならない。

## 7 調理及び給食の場所並びに給食時間等

- (1) 受託者は、岩手県消防学校の厨房施設、設備、調理器具及び食器を利用して調理しなければならない。ただし、委託者が認めたときはこの限りでない。
- (2) 受託者は、給食業務開始日までに、業務を行ううえで必要な法的許可を受けなければならない。
- (3) 委託者は、委託業務に必要な光熱水費を負担するものとする。ただし、調理に必要な洗剤等の消耗品は受託者が負担するものとする。詳細は別紙「岩手県消防学校給食業務経費負担区分表」のとおりとする。
- (4) 給食時間は次のとおりとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うこととする。
  - ア 朝食 7時30分から8時30分まで
  - イ 昼食 12時00分から13時00分まで
  - ウ 夕食 17時30分から18時30分まで
- (5) 委託者は、委託業務に従事する者の休憩室を無償で提供するものとする。

## 8 厨芥（調理ゴミ、残飯等）の処分及び清掃等

- (1) 受託者は、業務により発生した厨芥について、受託者の責により適時に処分するものとする。
- (2) 受託者は、厨芥の処分を行う場合は、関係法令を遵守のうえ適正に行わなければならない。

- (3) 受託者は、厨芥を処分するまでの間、厨房及びその周辺が不衛生とならないようその管理には十分に注意を払わなければならない。
- (4) 受託者は、厨房施設及び設備等の清掃を行い、常に清潔な環境を維持するよう努めなければならない。

## 9 業務の管理

- (1) 受託者は、施設設備の維持保全並びに委託業務のための作業管理、衛生管理及び原材料管理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務により生じた食中毒等の疾病については、その責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、電気、水道及びガス等の使用に当たっては、効率的な使用と節減に努めなければならない。

## 10 委託業務の確認

- (1) 受託者は、給食の都度検食用として1食を準備し、委託者の指定する者の検食を受けなければならない。
- (2) 受託者は、国が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて、検食用食品を保存しなければならない。
- (3) 受託者は、給食を提供したときは、給食業務日誌（様式第2号）により、委託者に報告しなければならない。

## 11 施設の改修等

受託者は、厨房施設及び設備等を改修するときは委託者の承認を受けなければならない。また、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは原形に復すものとする。

## 12 火災等防止

受託者は、従事者の中から火気取扱責任者を選定し、火災等の予防に万全を期さなければならない。

## 岩手県消防学校給食業務経費負担区分表

区分	項目	内 容 等	摘 要
委 託 者 負 担 経 費	厨 房 設 備	設備の新設、増設、更新、修繕等	
	食 堂 設 備	設備の新設、増設、更新、修繕等	
	食 器	食器の新調、更新等	
	調 理 器 具	器具の新調、更新、修繕等	
	電 気	照明、冷蔵庫等の電気料	
	ガ ス	調理用ガス料	
	水 道	調理用水道料	
	暖 房 費	食堂及び厨房用暖房費	
	特 別 清 掃	防虫、防鼠、床ワックス、グリストラップ清掃等	
受 託 者 負 担 経 費	厨房食堂用消耗品	洗剤、薬剤、ラップ、ふきん等	
	日 常 清 掃 費	ゴミ袋等日常清掃用消耗品	
	通 信 費	材料発注用電話料等	
	保 健 衛 生 費	健診検便手数料、被服費、クリーニング料等	
	従 事 者 労 務 費	従事者給与、保険料等	
	食 材 料 費	給食用材料費、食堂用お茶等	
	塵 芥 処 理	残飯及び厨房・食堂の可燃ゴミの処理	
	そ の 他 の 経 費	営業許可手数料等	

### 岩手県消防学校給食献立表

給食提供期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

項 目	朝食		昼食		夕食	
月 日(月)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(火)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(水)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(木)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(金)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(土)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
月 日(日)						
①エネルギー(kcal)②炭水化物(g) ③脂肪(g)④たんぱく質(g)	①	②	①	②	①	②
	③	④	③	④	③	④
特記事項等						

※ 特記事項には、学校への連絡事項、栄養上の注意事項等を記載すること。

栄養士氏名	
-------	--

## 給 食 業 務 日 誌

月 日	曜日	種 別	朝 食	昼 食	夕 食	合 計	確 認		
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							
月 日							記入者氏名		学校確認
							最終退庁者		
		職 員					退 庁 時 刻	時 分	
		講 師							
		合 計							

### Ⅲ 令和7年度 岩手県消防学校教育訓練日程

		教育訓練期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入校定員(人)	
消防職員	初任教育	4月7日(月)～9月30日(火)	■												—	
	幹部教育	初・中級幹部科						■								40
		上級幹部科										■				20
	専科教育	警防科										■				40
		火災調査科									■					40
		救急科												■	■	80
		救助科									■	■				40
消防団員	幹部教育	初級幹部科									■				30	
		指揮幹部科現場指揮課程										■			40	
		指揮幹部科分団指揮課程										■			40	
	専科教育	警防・機関科						■							40	
特別教育	無線通信講習	8月上旬予定						■							80	
	女性活躍推進講習	12月10日(水)									■				—	
	自衛消防隊員講習	12月17日(水)、18日(木)									■				40	